

ID: 137

担当部署: 町民生活課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	村田町国民健康保険条例 第7条第1項		
例規番号	昭和34年条例第12号		
【基準】 第7条の規定による。 (葬祭費) 第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として5万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日